

議案第 27 号

市道路線（北ノ作日渡線）の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、市道路線を次のとおり認定する。

路線名	起 点	終 点	経過地
北ノ作日渡線	花輪字北ノ作 452 番地先	不入斗字日渡 84 番 1 地先	

平成 23 年 2 月 25 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

道路の周辺における土地利用の変化により、専ら一般交通の用に供する道路となったため、北ノ作日渡線を市道路線として認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。